

# 学校法人東京医科大学内部監査委員会規程

平成 31 年 2 月 19 日改正

## (設置)

第 1 条 学校法人東京医科大学内部監査規程第16条及び学校法人東京医科大学内部通報に関する規程第 5 条に基づき、職員等によるコンプライアンスに関わる重要事案を審議し、方針決定に資するため、理事長の諮問機関として学校法人東京医科大学内部監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長の指名する常務理事 本部担当、病院担当各 1 名
- (2) 学長
- (3) 理事長の指名する理事 2 名以内
- (4) 理事長の指名により委嘱する学外有識者 2 名以内

## (委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、本部及び大学に関する事案について審議する場合は、病院担当の常務理事を、大学病院、茨城医療センター、八王子医療センター及び霞ヶ浦看護専門学校に関する事案について審議する場合は、本部担当の常務理事をもって充てる。
- 3 副委員長は、第 2 条に定める委員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第 4 条 第 2 条第 1 項第 4 号に定める委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営)

第 5 条 委員会は、審議を要する事案が発生した場合に、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数をもって成立し、議決を必要とする事項については、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (委員の責務)

第 6 条 委員は、審議の内容をほかに漏洩してはならない。委員を退いた後も同様とする。

## (事務)

第 7 条 委員会の事務は内部監査室が行う。

## (改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。